

2024年11月現在

ファダプス錠を服用される皆さまへ

高額療養費制度のご紹介

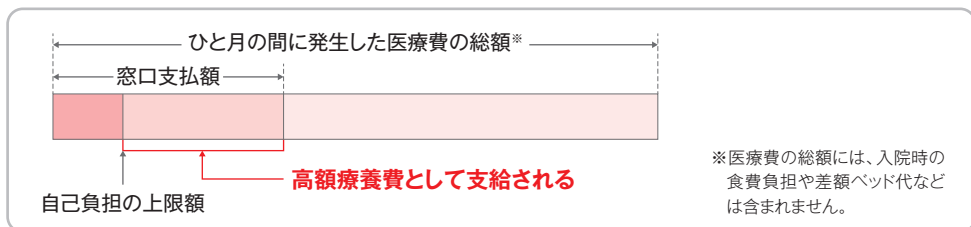
ガイドーファーマ株式会社



高額療養費制度のしくみ

高額療養費制度の概要

高額療養費制度とは、月の初めから終わりまでのひと月の間に医療機関や薬局の窓口で支払った金額（窓口支払額）が、自己負担の上限額を超える場合に、その超えた金額が支給される制度です。

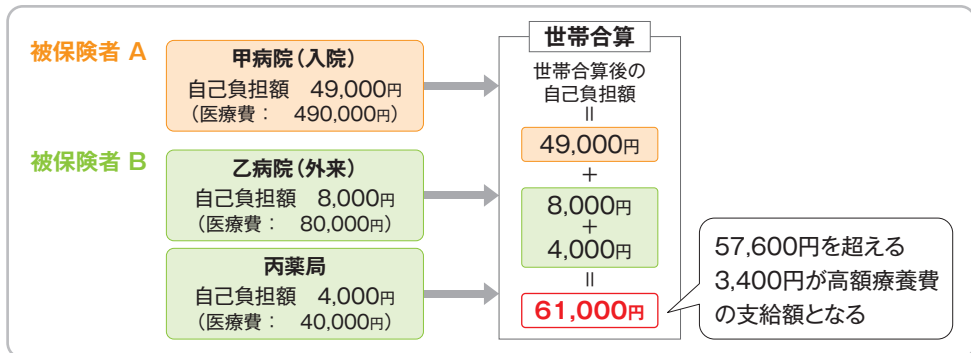


なお、年齢や所得によって自己負担の上限額は異なります。詳しくは本冊子の「自己負担額の実際とシミュレーション」をご参照ください(69歳以下の方：4～5ページ、70歳以上の方：6～7ページ)。

世帯合算

複数の受診や、同じ世帯にいる他の方(同じ医療保険に加入している方に限る)の自己負担額を1ヵ月単位で合算することができます。1回分の窓口負担では上限額を超えない場合であっても、合算した負担額が一定額を超えたとき、超えた分が高額療養費として支給されます。ただし、69歳以下の方の場合は、2万1千円以上の自己負担のみ合算されます。

(参考) 75歳以上(一般区分Ⅰ、自己負担上限額57,600円)/AさんとBさんが同じ世帯にいる場合



多数回該当

直近の12ヵ月以内に自己負担の上限額に達した回数が3回以上だった場合、4回目から「多数回」に該当する上限額が適用されます。

申請手続きの方法

高額療養費制度を利用する際は、医療機関などの窓口での支払い前に申請する方法と、支払い後に申請する方法があります。事前に申請する場合は、以下のAまたはBのいずれかの方法で利用することができます。なお、令和6年12月2日以降、現行の健康保険証は新たに発行されなくなり、健康保険証の有効期限(最大1年間)を超えてからは、Aの方法のみ利用可能になります。詳しくは、ご自身が加入している公的医療保険の相談窓口、または通院している医療機関の相談窓口にご確認ください。

事前に申請する場合

A マイナンバーカードの健康保険証を利用

- 1 マイナンバーカードを健康保険証(マイナ保険証)として使えるように申請・登録します(医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーでも登録可能です)。
- 2 「オンライン資格確認システム」を導入している医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーにて、マイナンバーカードの健康保険証を利用するとともに、限度額情報の提供に同意します。
- 3 医療機関・薬局の窓口での支払い額は、ひと月あたりの自己負担の上限額を超えない金額になります*。

※ 利用の際は、利用者ご自身がデータ提供に同意していること、加入している公的医療保険がデータ登録を行っていることなどの条件を満たしている必要があります。

申請・登録、利用方法について、詳しくは厚生労働省のホームページ「マイナンバーカードの健康保険証利用方法」をご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40391.html (2024年11月閲覧)



B 限度額適用認定証を利用(健康保険証の有効期限を超えてからは利用不可)

- 1 公的医療保険(健保組合など)の窓口で「限度額適用認定証」*¹の交付を申請します。
- 2 公的医療保険から「限度額適用認定証」が交付されたら、医療機関・薬局の窓口で健康保険証と一緒に限度額適用認定証を提示します*²。
- 3 医療機関・薬局の窓口での支払い額は、ひと月あたりの自己負担の上限額を超えない金額になります。

*1 住民税非課税世帯の場合は「限度額適用・標準負担額減額認定証」

*2 70歳以上で標準報酬月額26万円以下または83万円以上の方は、支払いの際に「高齢受給者証」や「後期高齢者医療被保険者証」を提示することにより、事前申請なしでも高額療養費制度を利用することができます。

事後に申請する場合(支払い後、払い戻しを受ける場合)

- 1 医療機関・薬局の窓口にて、自己負担の上限額を超過した分も含めた金額を支払います。
- 2 加入している公的医療保険(健保組合など)の窓口で高額療養費の支給を請求します*¹。
- 3 公的医療保険の組合から自己負担の上限額を超えた分の金額が支給されます*²。

*1 診療を受けた月の翌月の初日から2年までであれば、さかのぼって支給申請することができます。

*2 高額療養費の支給には、医療費の自己負担分を窓口で支払ってから約3か月かかります。



自己負担額の実際とシミュレーション①

自己負担の上限額

69歳以下の場合

適用区分	ひと月の上限額	
	3回まで (世帯ごと ^{※3})	多数回該当の場合 ^{※4} (4回目以降)
ア 年収約1,160万円～ 健保：標準報酬月額 ^{※1} 83万円以上 国保：年間所得 ^{※2} 901万円超	252,600円+ (医療費－842,000円)×1%	140,100円
イ 年収約770万～約1,160万円 健保：標準報酬月額 ^{※1} 53万～79万円 国保：年間所得 ^{※2} 600万～901万円	167,400円+ (医療費－558,000円)×1%	93,000円
ウ 年収約370万～約770万円 健保：標準報酬月額 ^{※1} 28万～50万円 国保：年間所得 ^{※2} 210万～600万円	80,100円+ (医療費－267,000円)×1%	44,400円
エ ～年収約370万円 健保：標準報酬月額 ^{※1} 26万円以下 国保：年間所得 ^{※2} 210万円以下	57,600円	44,400円
オ 住民税非課税者	35,400円	24,600円

※1 標準報酬月額：被保険者が事業主から受ける報酬（給料など）の月額を区切りのよい幅で区分した金額のこと。健康保険制度における標準報酬月額の区分について、詳しくは「全国健康保険協会ホームページ <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>（2024年11月閲覧）」をご参照ください。

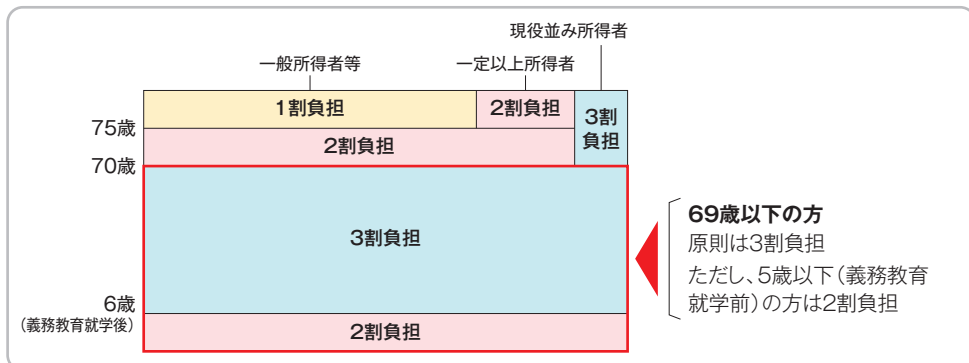
※2 年間所得：前年の総所得金額および山林所得金額、ならびに株式・長期（短期）譲渡所得金額などの合計額から基礎控除（最大43万円）を控除した額のこと（日ただし書所得）。ただし、雑損失の繰越控除額は控除しない。

※3 69歳以下の方の受診については、2万1千円以上の自己負担のみ合算されます。

※4 同じ医療保険に加入している家族間（同一世帯）であり、直近12か月の間に高額療養費の支給を受けた月が3回以上ある場合、4回目以降は「多数回該当」の扱いになります。

（2024年11月現在）

（参考）医療費の自己負担割合



ファダプスの薬剤費(2024年11月現在)：ファダプス錠10mg 1錠 3,848.70円

参考：薬価基準収載品目リスト及び後発医薬品に関する情報について(令和6年11月20日適用)

<https://www.mhlw.go.jp/topics/2024/04/tp20240401-01.html> (2024年11月閲覧)

自己負担のシミュレーション

69歳以下の場合

- * 5mgを1日3回から開始し、3日の間隔をあけて5mgずつ増量する(1日あたりの最大用量は80mgとする)場合の薬剤費を想定しています。
- * 投与量や投与間隔は患者さんごとに異なります。医師と相談して決めた用法及び用量を厳守するようにお願いいたします。
- * あくまでもシミュレーションとなりますので、実際に負担する金額とは異なります(1カ月を30日として計算)。

例) 69歳以下 適用区分：ウ(年収約370万～約770万円)

<外来のみ>

投与開始からの期間	医療費(薬剤費のみ)	負担額(3割)	負担上限額
1ヵ月目	361,806円	108,542円	81,048円
2ヵ月目	823,686円	247,106円	85,667円
3ヵ月目	923,760円	277,128円	86,668円
4ヵ月目	923,760円	277,128円	44,400円
5ヵ月目	923,760円	277,128円	44,400円
6ヵ月目	923,760円	277,128円	44,400円
⋮	⋮	⋮	⋮
12ヵ月目	923,760円	277,128円	44,400円

■：高額療養費が適用される月

■：多数回該当が適用される月



自己負担額の実際とシミュレーション②

自己負担の上限額

70歳以上の場合

適用区分		ひと月の上限額		
		外来のみ (個人ごと)	入院のみ 入院+外来 (世帯ごと)	多数回該当の場合 ^{*1} (4回目以降)
現役並み	年収約1,160万円～ 標準報酬月額 ^{*2} 83万円以上/ 課税所得 690万円以上	252,600円+ (医療費-842,000円)×1%		140,100円
	年収約770万～約1,160万円 標準報酬月額 ^{*2} 53万円以上/ 課税所得 380万円以上	167,400円+ (医療費-558,000円)×1%		93,000円
	年収約370万～約770万円 標準報酬月額 ^{*2} 28万円以上/ 課税所得 145万円以上	80,100円+ (医療費-267,000円)×1%		44,400円
一般 ^{*4}	年収156万～約370万円 標準報酬月額 ^{*2} 26万円以下/ 課税所得 145万円未満等	18,000円 (年144,000円 ^{*3})	57,600円	44,400円
住民税 非課税等	II 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円	—
	I 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)		15,000円	—

※1 同じ医療保険に加入している家族間(同一世帯)であり、直近12カ月の間に高額療養費の支給を受けた月が3回以上ある場合、4回目以降は「多数回該当」の扱いになります。

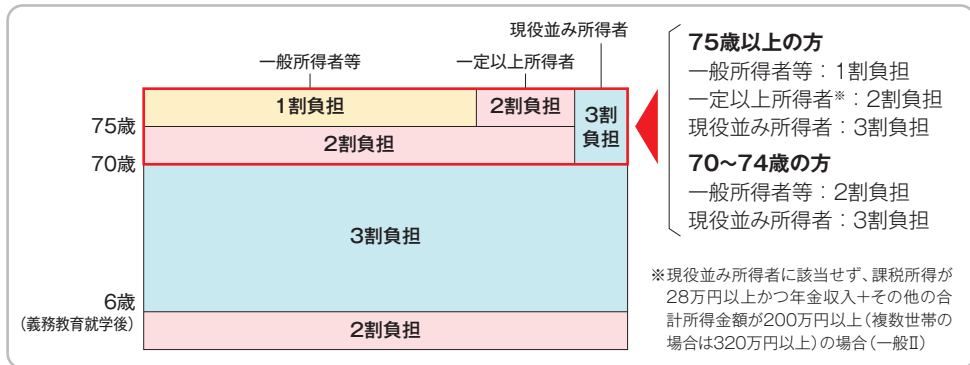
※2 標準報酬月額：被保険者が事業主から受ける報酬(給料など)の月額を区切りのよい幅で区分した金額のこと。健康保険制度における標準報酬月額の区分について、詳しくは「全国健康保険協会ホームページ <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/> (2024年11月閲覧)」をご参照ください。

※3 1年間のうち、一般区分または住民税非課税区分であった月の外来での自己負担額の合計額に対し、144,000円の上限が設けられています。

※4 後期高齢者(75歳以上)においては、令和4年10月から2割負担の区分である「一般II」が導入され、従前からの「一般」に該当する1割負担の区分である「一般I」と分けられています。

(2024年11月現在)

(参考)医療費の自己負担割合



ファダプスの薬剤費(2024年11月現在)：ファダプス錠10mg 1錠 3,848.70円

参考：薬価基準収載品目リスト及び後発医薬品に関する情報について(令和6年11月20日適用)

<https://www.mhlw.go.jp/topics/2024/04/tp20240401-01.html> (2024年11月閲覧)

自己負担のシミュレーション

70歳以上の場合

- * 5mgを1日3回から開始し、3日の間隔をあけて5mgずつ増量する(1日あたりの最大用量は80mgとする)場合の薬剤費を想定しています。
- * 投与量や投与間隔は患者さんごとに異なります。医師と相談して決めた用法及び用量を厳守するようにお願いいたします。
- * あくまでもシミュレーションとなりますので、実際に負担する金額とは異なります(1カ月を30日として計算)。

例) 70~74歳 適用区分：一般(年収約156万~約370万円)

<外来のみ>

投与開始からの期間	医療費(薬剤費のみ)	負担額(2割)	負担上限額
1ヵ月目	361,806円	72,361円	18,000円
2ヵ月目	823,686円	164,737円	18,000円
3ヵ月目	923,760円	184,752円	18,000円
4ヵ月目	923,760円	184,752円	18,000円
⋮	⋮	⋮	⋮
8ヵ月目	923,760円	184,752円	18,000円
9ヵ月目	923,760円	184,752円	0円
⋮	⋮	⋮	⋮
12ヵ月目	923,760円	184,752円	0円

例) 75歳以上 適用区分：一般I(現役並み所得者、一般II、低所得I・IIに該当しない人)

<2週間のみ入院、その後外来>

投与開始からの期間	医療費(薬剤費のみ)	負担額(1割)	負担上限額
1ヵ月目	361,806円	36,181円	57,600円
2ヵ月目	823,686円	82,369円	18,000円
3ヵ月目	923,760円	92,376円	18,000円
4ヵ月目	923,760円	92,376円	18,000円
5ヵ月目	923,760円	92,376円	18,000円
⋮	⋮	⋮	⋮
8ヵ月目	923,760円	92,376円	18,000円
9ヵ月目	923,760円	92,376円	0円
⋮	⋮	⋮	⋮
12ヵ月目	923,760円	92,376円	0円

■：高額療養費が適用される月

■：年144,000円の上限が適用される月

出典

厚生労働省

「高額療養費制度を利用される皆さまへ(平成30年8月診療分から)」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000333279.pdf> (2024年11月閲覧)



厚生労働省

「マイナンバーカードの健康保険証利用について～医療機関・薬局で利用可能～」

<https://www.mhlw.go.jp/content/10200000/000577618.pdf> (2024年11月閲覧)



厚生労働省

「医療費の一部負担(自己負担)割合について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000937919.pdf> (2024年11月閲覧)



政府広報オンライン

「後期高齢者医療制度 医療費の窓口負担割合はどれくらい？」

<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/202209/1.html> (2024年11月閲覧)



医療機関名・連絡先

DyDo
Pharma

ダイドーファーマ株式会社
〒530-0005 大阪市北区中之島二丁目2番7号

2024年11月作成
FDP-008-01